

令和7年度 第4回板倉区地域協議会 次第

日時：令和7年9月30日(火)
午後6時～
場所：板倉区総合事務所
201・202会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諮問事項

- ・ 板倉保養センターの利用時間及び休館日の変更について 資料1

4 報告事項

- ・ 公の施設の使用料等の見直しについて

追加資料1 追加資料2 資料2 資料3

5 自主的な審議

- ・ 板倉区高齢者アンケートについて 資料4

6 そ の 他

7 閉 会

上観第464号
令和7年9月24日

板倉区地域協議会
会長 小林政弘様

上越市長 中川幹太
(文化観光部観光振興課)

板倉保養センターの利用時間及び休館日の変更について(諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求める。

記

諮問第130号 板倉保養センターの利用時間及び休館日の変更について
※ 諒問内容については、別紙のとおり

[諒問理由]

物価高騰など、経営環境が変化する中において、板倉保養センターの安定的な運営が必要であることから、板倉保養センターの利用時間及び休館日を変更することに関し、板倉区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>(利用時間)</p> <p>第9条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 焼しんの里やすらぎ荘 次のとおりとする。</p> <p>ア 浴室 午前10時から午後8時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後4時から午後10時まで及び翌日午前6時から午前10時までとする。</p> <p>イ 大広間 午前10時から午後8時まで。</p> <p>ウ 和室 日帰り利用にあっては午前11時から午後3時まで、宿泊利用にあっては午後4時から翌日午前10時まで。</p> <p>エ 食堂 午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後8時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後5時から午後10時まで及び翌日午前7時30分から午前8時30分までとする。</p> <p>(2) やすらぎゲートボール場 午前9時から午後5時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 センターの休館日は、火曜日とする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第9条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 焼しんの里やすらぎ荘 次のとおりとする。</p> <p>ア 浴室 午前10時から午後7時30分まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後10時まで及び翌日午前6時から午前10時までとする。</p> <p>イ 大広間 午前10時から午後7時30分まで。</p> <p>ウ 和室 日帰り利用にあっては午前11時から午後2時(宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後5時)まで、宿泊利用にあっては午後3時から翌日午前10時まで。</p> <p>エ 食堂 金曜日から日曜日にまでにあっては午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後7時30分まで、その他の日にあっては午前11時から午後2時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後5時から午後10時まで及び翌日午前7時30分から午前8時30分までとする。</p> <p>(2) やすらぎゲートボール場 午前9時から午後5時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 センターの休館日は、火曜日及び水曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)とする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p>

板倉区地域協議会
説明資料

令和7年9月30日

観光振興課

1 改正理由

(1) 現行条例と実態の乖離

- ・ コロナ禍以降、試行的に行った現行の営業時間等が定着
- ・ 利用実態を踏まえた現行の利用時間や休館日への条例改正が必要
- ・ 法令改正により、祝日の設定が変化

(2) 物価が大幅に上昇

- ・ 物価や人件費の高騰により、コロナ前と比較し、管理費が大幅に増加しており、効率的な運営が必須

(3) 人材確保が困難

- ・ 各施設では従業員の確保(料理人など)に苦慮
- ・ 現行の規定では、多くの従業員を確保する必要があり、指定管理者が運営に苦慮

利用実態や様々な環境変化の中で、指定管理者の創意工夫のもと、施設の効率的な営業に務めてきたところ

→ 一方で、条例と実態との乖離が生まれており、これを整理するため、規定を整理するもの

2 改正内容

- 休館日、利用時間について、現状の施設の営業時間等に合わせて改正するもの

(1) 休館日

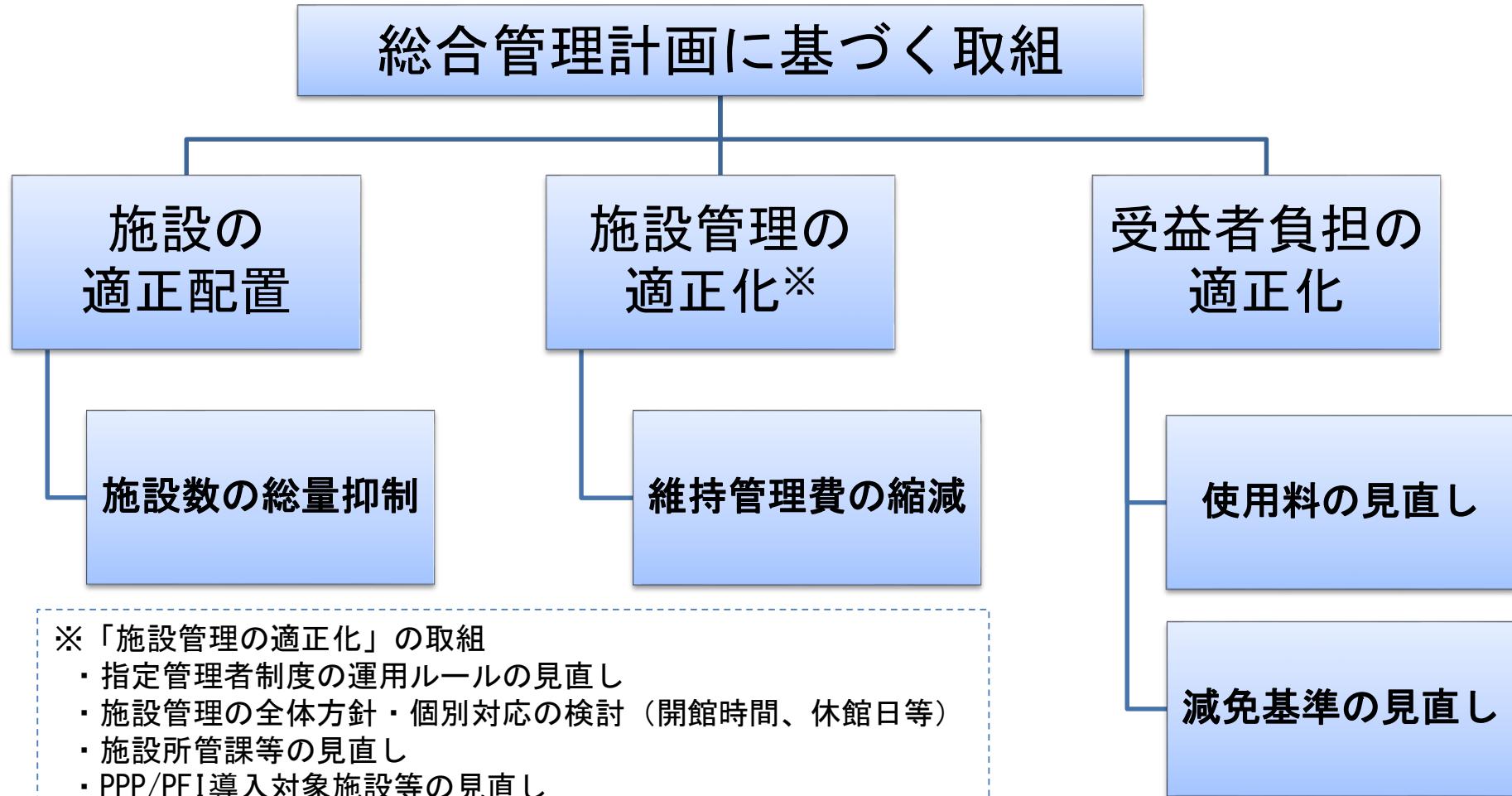
区分	現条例	改正(案)
休館日	<p>火曜日 ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p>	<p>火曜日及び水曜日。(この日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合はその翌日)ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p>

(2) 利用時間

区分	現条例	改正(案)
浴室	<p>午前10時から午後8時まで ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後4時から午後10時及び翌日午前6時から午前10時までとする。</p>	<p>午前10時から午後7時30分まで ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後10時及び翌日午前6時から午前10時までとする。</p>
大広間	午前10時から午後8時まで	午前10時から午後7時30分まで
和室	宿泊利用 午後4時から翌日午前10時まで 日帰り利用 午前11時から午後3時まで	宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで 日帰り利用 午前11時から午後2時(宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後5時)まで
食堂	午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後8時まで。 ただし宿泊利用する者の利用にあっては午後5時から午後10時まで及び翌日午前7時30分から午前8時30分まで。	月曜日及び木曜日にあっては午前11時から午後2時まで、金曜日から日曜日までにあっては午前11時から午後2時及び午後5時から午後7時30分まで。 ただし宿泊利用する者の利用にあっては午後5時から午後10時まで及び翌日午前7時30分から午前8時30分まで。
ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで

公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。



公の施設の使用料等の見直しについて

1 使用料等の基本方針の策定について

(1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成27年10月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

(2) 使用料等の実態

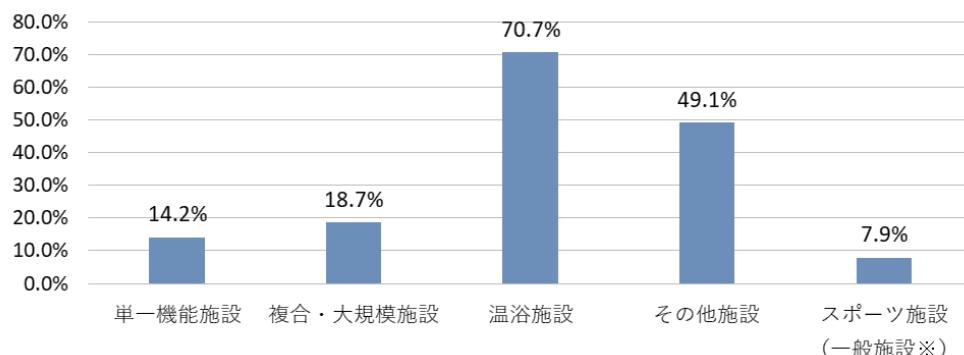
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く184施設の収支状況（令和5年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約1.9億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

【公の施設の収支状況※】



※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など184施設が対象
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成 27 年 10 月の見直し時と同様です。

(1) 使用料等算定の基本方針

ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

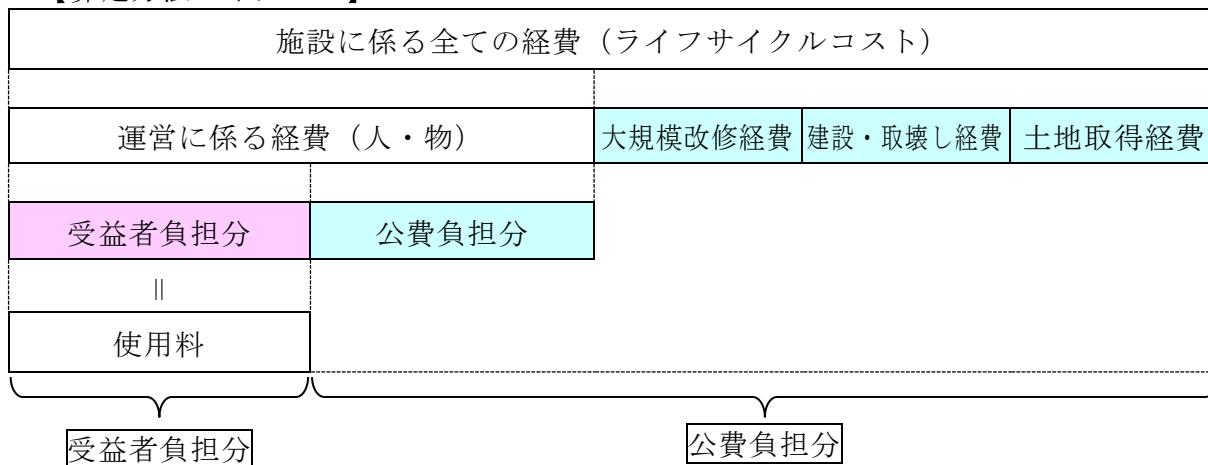
このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただいており、受益の範囲内において料金を設定しています。

イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

【算定方法のイメージ】



ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

(2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第244条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

(3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設(必需的な施設)は、市民の必要性が高く、より多くの公費(税)を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

提供するサービスの必需性（選択性）	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0%
	受益者負担：75%	受益者負担：50%	受益者負担：25%
	受益者負担：100%	受益者負担：75%	受益者負担：50%
	宿泊・日帰り温浴施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
選択性		公益性	
必需的		私益的	
提供するサービスの公益性（私益性）			

(4) 原価の考え方

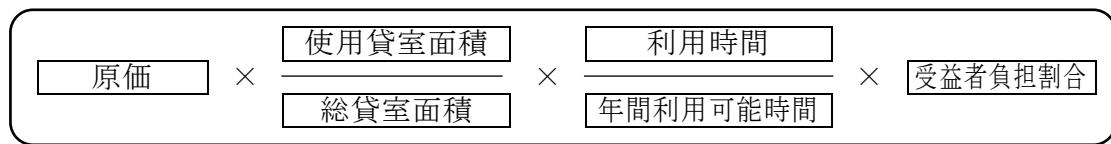
公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

(5) 算定方法

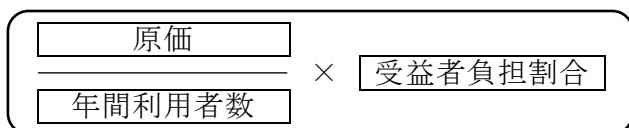
ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定



イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定



(6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 料金の調整等について

- 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- 営利営業上：通常の使用料等の3倍

ウ 使用料等、利用時間の単位について

- 使用料等：原則100円単位
- 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位※での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

エ 激変緩和措置について

- 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

オ 定期的な見直しについて

- 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

3 令和7年度の使用料等の見直しについて

(1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- 地域振興を目的に、主に市外や県外の使用者を想定している施設
- 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキーエ
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センタ ー、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトイピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上の市民 向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使 用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始

板倉保養センターの利用料金の変更について

このたびの公の施設の使用料等の見直しは、令和9年4月に予定している定期的な使用料等の見直しに先立ち、近年のエネルギー価格高騰等の影響を大きく受けている施設や、主に市外や県外の利用者を想定している施設などの17施設について、令和8年4月の使用料等の変更を計画しているものです。

1 施設の収支・利用状況(R6年度)

利用者数	市の収入 【A】	市の支出 【B】	公費投入額 【C】B-A	利用料金等収入 【D】	維持管理経費 【E】	受益者負担割合 【F】D/E
31,327人	0千円	26,734千円	26,734千円	51,507千円	78,241千円	65.8%

【A】～【E】施設にかかる収入及び支出のみ記載している。

【A】指定管理者制度導入については、利用料金収入は、市の収入とはならない。

【B】市の支出には、指定管理委託料を含む。

【D】利用料金等収入には、利用料金のほか飲食・物販収入等の条例に定めのない収入を含む。

2 利用料金の変更案



No.	現行(改定前)					変更案			
	区分①	区分②	料金単位	料金	変更案の料金単位に換算した額【G】	料金単位	料金【H】	増減額(H-G)	増減率(H/G)
1	浴室	中学生以上	1人	650円	650円	1人	900円	250円	1.4
2		小学生以下	1人	350円	350円	小学生1人	350円	0円	1.0
3		一	一	一	一	未就学児1人	300円	一	一
4	宿泊	中学生以上	1人1泊	5,670円	5,670円	1人1泊	15,000円	9,330円	2.6
5		小学生以下	1人1泊	4,280円	4,280円	小学生1人1泊	12,000円	7,720円	2.8
6		一	一	一	一	未就学児1人1泊	9,000円	一	一
7	日帰り利用	8畳	1室4時間まで	2,420円	605円	1室1時間につき	800円	195円	1.3
8		15畳	1室4時間まで	4,400円	1,100円	1室1時間につき	1,400円	300円	1.3
9		39畳	一	一	一	1室1時間につき	3,600円	一	一
10		42畳	一	一	一	1室1時間につき	3,900円	一	一
11		50畳	一	一	一	1室1時間につき	4,600円	一	一

【H】料金の変更案に記載の金額は条例に定める上限額であり、実際の運用額と異なる場合がある。

【その他特記事項】

・「2 利用料金の変更案」について、No.7及びNo.8について、これまで4時間当たりで利用料金を設定していたが、1時間当たりの利用料金に設定するもの。

令和6年度「板倉保養センター」における市及び指定管理者の収支状況等について

資料3－1

1 施設の概要

所在 地	板倉区久々野1624番地1	設 置 年 度	平成7年度
構 造	鉄骨造	面 積	延床1,426 m ²
指定管理者	ネクストリゾート上越株式会社		

2 利用状況

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	32,500	34,815	31,327
うち宿泊	1,299	1,008	1,167
うち日帰り	20,504	22,357	19,601
うち食堂	9,071	9,491	8,548

3 市の収支状況

(単位：千円 (④を除く))

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①収入	－	－	－
修繕料	1,627	2,126	11,784
	13,795	17,172	14,630
	－	△6,162	－
②支出	エネルギー価格高騰補填金※2	1,538	1,067
	令和6年能登半島地震損害補填金※3	－	233
	その他	320	320
	合計	16,960	20,598
	③公費投入額 (②－①)	16,960	20,598
	④利用者1人当たりの公費投入額 (単位：円)	522	592

※1 新型コロナウイルス感染症の影響等があった指定管理施設について、収支実績に基づき指定管理料を再算定し、増減した額

※2 エネルギー価格の高騰に伴い、電気及び都市ガス料金が急激に上昇していることから、協定に基づき増加分を補填したもの

※3 令和6年能登半島地震の影響による損害の協議申し入れがあった指定管理施設について、損害額を算定し補填したもの

4 指定管理者の収支状況

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①収入	利用料金収入	48,085	48,108
	板倉保養センター管理運営委託料	12,541	15,611
	再算定による増減額※1	－	△1,218
	エネルギー価格高騰補填金※2	1,538	1,067
	令和6年能登半島地震損害補填金※3	－	233
	その他	2,043	1,851
合計		64,207	66,870
②支出		64,469	64,973
差引 (①－②)		△262	1,897
			△949

※金額は全て税抜き

※1 新型コロナウイルス感染症の影響等があった指定管理施設について、収支実績に基づき指定管理料を再算定し、増減した額

※2 エネルギー価格の高騰に伴い、電気及び都市ガス料金が急激に上昇していることから、協定に基づき増加分を補填したもの

※3 令和6年能登半島地震の影響による損害の協議申し入れがあった指定管理施設について、損害額を算定し補填したもの

5 令和6年度の主な取組等について

- ゲートボール大会の開催や季節ごとの地域イベントへの参画を通じて、イベント参加者に施設の利用を促すことができた。
- 令和6年度に実施した客室防音工事により隣室への音漏れを防止したことで、満室の利用を促進することができ、客室の利用率を上げることができた。

令和6年度「ゑしんの里記念館」における市及び指定管理者の収支状況等について

資料3-2

1 施設の概要	
所在 地	板倉区米増27番地4
構 造	鉄筋コンクリート造
指定管理者	特定非営利活動法人 板倉まちづくり振興会

(単位：人)			
区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	8,063	9,175	10,485

(単位：千円 (④を除く))			
区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①収入	-	-	-
修繕料	3,613	4,229	779
ゑしんの里記念館 管理運営委託料	16,044	14,841	15,754
再算定による 増減額※1	-	△962	-
②支出			
使用料及び賃借料	63	63	63
備品購入費	-	300	-
エネルギー価格 高騰補填金※2	596	1,389	-
合計	20,316	20,822	16,596
③公費投入額 (②-①)	20,316	20,822	16,596
④利用者1人当たりの 公費投入額 (単位：円)	2,520	2,269	1,583

※1 新型コロナウイルス感染症の影響等があった指定管理施設について、収支実績に基づき指定管理料を再算定し、増減した額

※2 エネルギー価格の高騰に伴い、電気及び都市ガス料金が急激に上昇していることから、協定に基づき増加分を補填したもの

4 指定管理者の収支状況

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①収入	利用料金収入 ゑしんの里記念館 管理運営委託料 再算定による 増減額※1	219 16,044 - △962	214 14,841 -	205 15,754 -
②支出	エネルギー価格高騰 補填金※2	596	1,389	-
	その他	1,282	3,757	2,373
	合計	18,141	20,201	18,332
	差引 (①-②)	△1,149	6	897

※1 新型コロナウイルス感染症の影響等があった指定管理施設について、収支実績に基づき指定管理料を再算定し、増減した額

※2 エネルギー価格の高騰に伴い、電気及び都市ガス料金が急激に上昇していることから、協定に基づき増加分を補填したもの

5 令和6年度の主な取組等について

- 「板倉特産品販売」や「やわやわマーケット板倉」など、様々なイベントを開催し、来場者数の増加を図った。また、業務内容の見直しや省電力化による経費削減に取り組んだ。

令和7年9月18日

○○町内会長様

板倉区地域協議会長

板倉区高齢者アンケートの実施について(依頼)

日頃から、板倉区地域協議会の活動にご理解とご協力をいただき、心から御礼申し上げます。

この度、板倉区地域協議会では、板倉区の人口 5,792人（本年3月末現在）のうち、高齢者(65歳以上)の人口が 2,324人となり、高齢化率が 40.12%と高齢化社会が一段と進んでいることから、皆様に「高齢者が日頃感じておられる事柄」をお聞きするアンケートを下記のとおり実施し、住みよい板倉区の構築に活用することにいたしました。

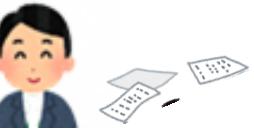
つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 調査項目 及び対象者 (1) 町内会長又は老人クラブ会長のいずれか 1名
→ ①アンケート（代表者用）

(2) 60歳以上の方 〇名
→ ②アンケート（個人用）
※ 町内会内から60歳以上の方を選出し、アンケート用紙の配付及び回収をお願いします。
- 2 回答方法 アンケート用紙または二次元コードを読み取り回答
- 3 回答期限 令和7年10月20日（月）
- 4 提出方法 アンケート用紙を取りまとめいただき、板倉区総合事務所へご提出くださるようお願いします（二次元コードでの回答分を除く）。
ご連絡をいただければ、回収に伺うことも可能です。
- 5 提出窓口 板倉区総合事務所 総務・地域振興グループまたは時間外受付
- 6 担当部署 (問合せ先) 板倉区地域協議会 健康福祉部会
板倉区総合事務所 総務・地域振興グループ 小林・千葉
TEL 0255-78-2141 (内線 123)

作業手順および期日の目安

① アンケート(代表者用)	② アンケート(個人用)	期日の目安
	 <p>町内会内から回答者を選出 (60歳以上)</p>	10/5(日)頃まで
 <p>町内会長か老人クラブ会長 がアンケート記入</p>	 <p>回答者はアンケートを記入 (携帯等による回答も可)</p>	10/15(水)頃まで
	 <p>町内会長はアンケートを回収</p>	10/18(土)頃まで
	 <p>まとめて総合事務所へ提出</p>	10/20(月)まで

高齢者アンケートの取扱い

- ・板倉区の高齢者が元気で楽しく生活するためのアンケートにご協力ください・

○調査の目的

本調査は、現在の高齢者活動等について状況を把握し、希望や意見等を参考に現在の課題を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、行政や関係機関の施策等に活用し、板倉区の特性を生かし高齢者が元気で楽しい生活が確保できる郷土づくりに結び付けたいと考えております。

○調査へのご協力

- ・本調査は皆様の自由意思を尊重しています。本調査をご理解いただいた上でご協力ください。
- ・本調査は、選択式の質問項目で構成されており、町内会の代表者用と個人用の二種類のアンケートからなっています。
- ・回答したくない質問は、回答しなくとも構いません。

○個人情報保護に関して

- ・データは一括管理し、公表の際は取りまとめて統計的に処理をしますので、個人情報は外部に漏れることはございません。結果は責任者が厳重に管理し、調査以外の目的に使用することはありません。

○アンケートの回答に関する説明

[実施者] 板倉区地域協議会

[対象者] 町内会の代表者、選出された高齢者（60歳以上）で町内の高齢者の1割程度（1町内会当たり1～10名）

[回答者] ① アンケート（代表者用）

- ・町内会長自身又は老人クラブ会長が回答してください。

② アンケート（個人用）

- ・年齢条件を考慮し、町内会長が町内会内から回答者を選出してください。町内会長自身も回答者になれます。
- ・なお、回答者が複数の場合は「男女」「年齢」等に配慮し、なるべく偏らないよう回答者を選出してください。

[回答期限] 令和7年10月20日（月）

[提出先] 板倉区総合事務所 総務・地域振興グループ

[回答方法] アンケート用紙で回答又は二次元コードを読み取り回答

- ・可能な限り携帯等から二次元コードを読み取り回答してください。

・アンケート用紙による回答は、町内会長がまとめて板倉区総合事務所に提出してください。



←アンケート（代表者用）二次元コード

※ 高齢者とは一般的には65歳以上ですが、老人クラブへの加入は60歳からが多いため、アンケートの対象者は60歳以上としています。

アンケート（代表者用）

選択肢の中から該当する項目にチェック☑を入れ、必要に応じて空欄に記入してください

1. 町内会名

町内会

2. 老人クラブ(会)（以下「老人クラブ」という）の有無について

- 有 無

3. 老人クラブの活動について（老人クラブのある町内会のみ回答）

(1) 現在の老人クラブの会員数

約_____人

(2) 老人クラブの年間行事または主な活動内容（複数回答可）

- ゲートボール 学習会 奉仕活動（草刈り等） 地域の茶の間
 カルタ・トランプ等の娯楽大会 旅行 親睦会（飲み会・食事会など）
 その他（_____）

(3) 老人クラブの行事・会合への参加状況

- 半数以上 2~5割未満 2割未満

(4) 老人クラブの今後の活動方向

- 会員を増やし、活動を活発化 現状を維持
 会員が減少し、活動が縮小
 その他（_____）

4. 老人クラブの今後の存在価値（老人クラブの有無に係わらず回答）（複数回答可）

- 高齢者の生きがいや豊かな生活を送る上からも必要
 仲間づくりや経験を生かした地域づくりに必要
 高齢者も趣味やサークル活動に自由に参加するため老人クラブの存在は不要
 活動会員が減少し、活動もマンネリ化するため老人クラブの存在感がなくなる
 その他（_____）

高齢者アンケートの取扱い

・板倉区の高齢者が元気で楽しく生活するためのアンケートにご協力ください・

○調査の目的

本調査は、現在の高齢者活動等について状況を把握し、希望や意見等を参考に現在の課題を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、行政や関係機関の施策等に活用し、板倉区の特性を生かし高齢者が元気で楽しい生活が確保できる郷土づくりに結び付けたいと考えております。

○調査へのご協力

- ・本調査は皆様の自由意思を尊重しています。本調査をご理解いただいた上でご協力ください。
- ・回答したくない質問は、回答しなくても構いません。

○個人情報保護に関して

- ・データは一括管理し、公表の際は取りまとめて統計的に処理をしますので、個人情報は外部に漏れることはありません。結果は責任者が厳重に管理し、調査以外の目的に使用することはありません。

○アンケートの回答に関する説明

[実施者] 板倉区地域協議会

[対象者] 町内で選出された高齢者（60歳以上）で、町内の高齢者の1割程度
(1町内会当り1~10名)

[回答期限] 町内会長が定めた日

[回答方法] アンケート用紙に記入または二次元コードを読み取り回答
(可能な限り携帯等から下記の二次元コードを読み取り回答してください)



※ 高齢者とは一般的には65歳以上ですが、老人クラブへの加入は60歳からが多いため、アンケートの対象者は60歳以上としています。

アンケート（個人用）

選択肢の中から該当する項目にチェック☑を入れ、必要に応じて空欄に記入してください。

1. 町内会名

町内会

2. 性別、年齢

(1) 性別

- 男性 女性 回答しない

(2) 年齢

- 60歳代 70歳代 80歳代 90歳以上

3. 老人クラブ（会）について（老人クラブのある町内会員のみ回答）

(1) 老人クラブの実施する行事への参加（複数回答可）

- ゲートボール 学習会 奉仕活動（草刈り等） 地域交流
 カルタ・トランプ会 旅行 親睦会（飲み会・食事会など）
 その他（_____）

(2) 老人クラブの行事・会合への参加回数

- 大体参加（半分以上） ある程度参加（3割程度）
 たまに参加（1～2割参加） 全く不参加

(3) 老人クラブへの期待（複数回答可）

- 生きがいづくり 仲間づくり 健康づくり QOL（生活の質）の向上
 教養講座への参加 レクリエーションへの参加 奉仕活動
 その他（_____）

(4) 老人クラブの印象（複数回答可）

- 趣味を生かせる 地域貢献 仲間づくり 趣味・特技の披露の場
 高齢化している 若手との価値観の違いがある 非活動会員が多い
 生活スタイルに合わない 活動に期待していない 活動に魅力がない
 その他（_____）

(5) 今後の老人クラブの在り方（複数回答可）

- 若手役員を登用し、会員の意見を反映した活動
- 行政等からの財政支援を活用した魅力ある活動
- 老人クラブを統合し組織を大きくして、活動範囲を拡大
- 加入年齢や退会条件の見直しによる活動しやすい組織に
- 行政や社協等と連携し、芸能大会や作品展示等による活動の活発化
- 除草や剪定作業等で会員に収入のある事業を提供
- 行政と協働で介護予防や社会参加講座を実施
- シルバー人材センターと共同で雇用の場を紹介
- その他（_____）

4. 健康管理・生活習慣について

(1) 家族構成

- 一人暮らし 夫婦二人暮らし 子・孫等と同居
- その他（_____）

(2) 近所付き合い

- 誰とでも付き合う 特定の友人と付き合う 付き合いはほぼない

(3) 趣味の有無

- 友人と一緒に趣味に打ち込む 個人的な趣味が多い ほとんど無い
- 何を趣味にしてよいか分からぬ

(4) インターネットの利用状況

- 頻繁に利用 たまに利用 必要と思うので使用方法を習いたい
- 利用しない

(5) 健康管理（複数回答可）

- 毎日運動する 農作業等で体を動かす 健康教室に通っている
- たまに運動する 特に運動はしていない

(6) 食事の習慣

- 規則正しく摂取 不規則 あまり関心がない

(7) 定期健康診断の受診

- 毎年受診 たまに受診 ほとんど受診しない

5. 介護福祉施設の利用情報について

(1) 利用情報の取得先 (複数回答可)

- 上越市 社会福祉協議会 福祉施設 地域包括支援センター
 民生児童委員 ケアマネージャー等 インターネット
 その他 (_____)

(2) 今後の施設利用に関する情報の提供方法 (空室や待機期間等)

- 上越市が定期的に提供 インターネットで提供 現状で良い
 その他 (_____)

6. 生きがいについて

(1) 日常生活の健康活動 (複数回答可)

- 散歩や運動 仕事に従事 趣味活動 奉仕活動
 町内会等の活動 家庭中心の生活
 その他 (_____)

(2) 生きがいを感じる時 (複数回答可)

- 美味しいものを食べる時 趣味の時間 感謝された時
 家族団らんの時 収入があった時
 その他 (_____)

(3) 不安な事柄 (複数回答可)

- 体調が悪い 孤独 経済的に苦しい 加齢による身体変化
 社会的役割 (役職等)がなくなる 自然災害 死 将来の生活
 頼れる人が減っていく 認知症 うつ病 戦争
 その他 (_____)

(4) 現在の生活の満足度

- 満足 どちらとも言えない 不満足

7. 「地域の茶の間」や「すこやかサロン」等 (以下「地域の茶の間等」という) について

(1) 地域の茶の間等の存在

- 参加したことがある 知っている 知らない

(2) 地域の茶の間等の感想・印象 (参加された方のみ回答)

- 大変参考になった 特に何とも思わなかった 期待はずれだった
 その他 (_____)

(3) 地域の茶の間等への参加(参加したことがない方のみ回答)

参加したい 興味がある 興味がない

その他 (_____)

(4) 地域の茶の間等を利用しやすくする方法 (複数回答可)

広く積極的な広報 講師及び講演項目の増 助成金制度確立

会場確保 定期的な講演会の開催 興味のある講演会の開催

その他 (_____)

8. 民生児童委員について

(1) 民生児童委員の名称及び存在

名称も存在も知っている 知らない

(2) 民生児童委員の役割及び活動

役割や活動も知っている 何となく知っている 知らない

(3) 地域を担当する民生児童委員

顔や名前も知っている 顔は見たことあるが名前は知らない

名前は知っているが顔は知らない 知らない

(4) 民生児童委員への相談

過去に相談したことがある 今相談したいことがある

困ったことがあったら相談したい 相談したいと思わない

(5) 相談したい内容 (複数回答可)

生活の困窮 高齢者介護 近隣住民の困りごと 雪対策

高齢者の安否確認及び見守り 親、兄弟、子どもとの関係

相談したいことはない その他 (_____)

(6) 民生児童委員の仕事のイメージ (複数回答可)

地域の色々な困りごとに応じてやるがいのある仕事

地域住民と行政や専門機関をつなぐ責任のある仕事

相談は幅広く多く、活動も多岐に渡る大変な仕事

高齢化が進み、無報酬で活動する地域福祉のボランティア

仕事の内容もよく分からなく、イメージがわからない

その他 (_____)

ご協力ありがとうございました